

市民・事業者の皆様へ



尼崎市太陽光発電 ガイドブック

～『ECO 未来都市あまがさき』を目指して～



尼 崎 市

はじめに

●再生可能エネルギーとは

再生可能エネルギーとは太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスといった自然界に存在する資源を活用し、将来にわたって持続的に利用できるエネルギーのことです。

また再生可能エネルギーは、資源が無くならず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーでもあります。

<主な再生可能エネルギー>

●太陽光発電

太陽の光エネルギーを利用し、発電を行う方法です。



●風力発電

風のエネルギーを利用し、風車を回すなどして、発電を行う方法です。



●水力発電

水が落下するときのエネルギーを利用し、水車を回すなどとして、発電を行う方法です。



●地熱発電

地熱（主に火山活動による）を利用し、発電を行う方法です。



●バイオマス発電

木屑や燃えるゴミなどを燃焼する際の熱を利用し、発電を行う方法です。



●なぜ尼崎市は太陽光発電の導入に取り組んでいるのか

現在、二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に大量に排出されることによる地球温暖化が、深刻な問題となっています。それは、燃焼時に二酸化炭素を多く排出する石油や石炭などの化石燃料を燃やしてつくられた電力に日常生活・社会が依存していることが、原因の一つだと考えられています。

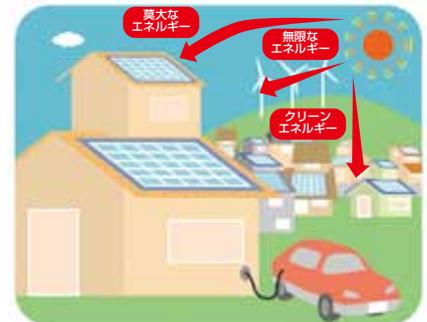
尼崎市では、市内二酸化炭素排出量の**約6割が電力消費によって**占められており、この問題を解決するために、発電時に二酸化炭素をほとんど排出しない太陽光や風力などの再生可能エネルギーの普及は有効な策の一つとされています。尼崎市は、平坦で風も弱い地形であることから、水力や風力などの活用はあまり見込めないため、太陽光発電が最も適していると考えられます。

尼崎市には、約8メガワットの太陽光発電設備が導入されていますが（平成25年3月時点、全量自家消費分を除く）、さらなる導入が求められています。

太陽光発電のメリット

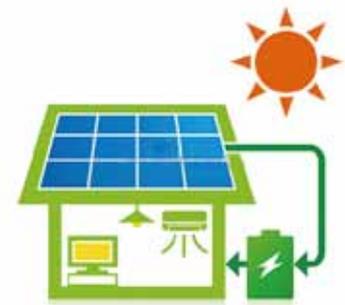
1 クリーンで枯渇しないエネルギー

石油や石炭などの化石燃料は限られたエネルギー資源であり、発電時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出します。対して、太陽光は無限に降り注ぐエネルギー資源で、しかも発電時に二酸化炭素をまったく排出しません。



2 様々な場所に設置が可能

騒音や排出物を出さず、また規模を問わず発電効率も一定なため、場所の広さに応じて設置が可能です。



3 メンテナンスが手軽

太陽光発電システムは稼働部分がなく、自動的に発電されるため、メンテナンスがほとんど不要です。

4 非常用電源としても利用

災害時などには、貴重な非常用電源として活用することが出来ます。

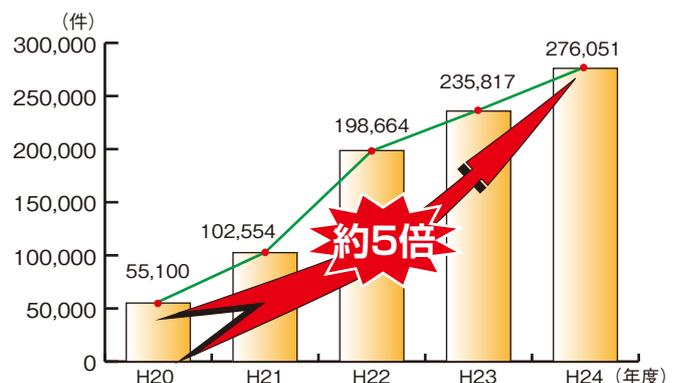


5 支援制度が充実

発電した電力は自家用に使えるだけでなく、余った分は電力会社が買い取ってくれる「再生可能エネルギー固定価格買取制度」等様々な支援制度が活用できます。

コラム：日本の住宅用太陽光発電の導入状況

日本での太陽光発電設備の導入の件数は、年々増加しています。平成24年度では27万6051件と平成20年度の約5倍に増加している状況です。



市内の太陽光発電の導入事例①

●公共施設における太陽光発電設備の導入状況

平成26年3月末現在、市内公共施設に19施設設置しており、総出力規模は198kWとなっています。

<太陽光発電設備導入済み公共施設一覧>

導入施設	出力規模 (kW)	導入施設	出力規模 (kW)
尼崎市立尼崎高等学校	10	尼崎北小学校	3
東部浄化センター	3	尼崎双星高等学校	6
市営久々知住宅1号棟	9	園田東中学校	10
成良中学校	10	大庄北中学校	10
杭瀬小学校	10	園田保育所	3
大庄支所(別棟)	3	上坂部小学校	10
開明庁舎	3	武庫東小学校	10
大庄中学校	10	クリーンセンター	64
女性勤労・婦人センター	3	東消防署	11
難波小学校	10		

●尼崎市立クリーンセンター太陽光発電所(モデル事業)

事業者の皆様が、太陽光発電設備を設置しようとする際のモデルとなり、設置の不安や疑問を解消することを目的として、平成25年度に尼崎市立クリーンセンター第1工場及び第2工場に太陽光発電設備を設置しました。

市のHPに(URL: http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kankyo/hozen/033_kankyozyohou/29621/029626.html)設置までの経過及び設置後の毎月の発電量・売電収入を公開しており、施設についても見学(※事前申込みが必要)が可能となっています。



クリーンセンター第1工場



クリーンセンター第2工場

市内の太陽光発電導入事例②

●尼崎市住宅用太陽光発電システム設置補助制度

平成19年度から21年度まで、市内の個人住宅等に太陽光発電設備を設置した方を対象に、その設置費の一部の補助を行いました。3年間の補助実績は、434件です。

●尼崎市太陽光発電システム設置費補助制度（私立保育所・幼稚園対象）

環境教育支援及び地球温暖化防止対策の一つとして、平成23年度から25年度まで、市内の私立保育所・幼稚園が太陽光発電設備を設置する際に、その費用の一部を補助しました。3年間の補助実績は、11件です。

＜社会福祉法人東園田福祉会ポッポ保育園理事長田中照夫氏にインタビュー＞

平成24年度に尼崎市太陽光発電システム設置費補助制度を活用して、太陽光発電設備を設置されたポッポ保育園田中理事長に、お話を伺いました。

Q 太陽光発電設備を導入したきっかけは？

A 導入した理由は、子どもたちに太陽は植物を育てるだけでなく、いろいろな活用方法があるということを教えてあげたい、また初歩的な環境教育として利用できると思い設置しました。

Q 太陽光発電設備を導入して、子どもたちにどのような変化がありましたか？

A 子どもたちが太陽光発電に関心を持ち、設置当初は啓発用の発電モニターに釘付けになる子もいました。発電量が増えると、花が咲いたり、雲がはれるなどモニターの映像が変化する表示形式にしたのが良かったのだと思います。

モニターには園内の消費電力も表示されるのですが、その電力が高くなると部屋の照明を消しにいこうような子どもが出てきたことには驚きました。

他にも昨年から、職員が発電量と消費電力の表を作成し、子どもたちに記録してもらっています。そのことで、子どもたちが数字に興味を持つことが出来たことは、とても良かったです。



啓発用モニター（ポッポ保育園）



太陽光発電設備（ポッポ保育園）

市内の太陽光発電導入事例③

●小規模産業用太陽光発電設備設置に対する支援

地球温暖化対策だけでなく、災害に強い分散型電源となる10kWから50kWまでの小規模産業用太陽光発電設備の普及を目的に、以下の支援制度を実施しています。

(1) 設備の初期投資に係る金融商品の提供

本市と連携する金融機関から、小規模産業用太陽光発電設備設置希望者に対し、初期投資に係る金融商品の提供を行います。

(2) 固定資産税の課税免除

出力10kWから50kWまでの小規模産業用太陽光発電設備取得に係る固定資産税の課税を3年間免除します。平成25年度の申請件数は、6件でした。



＜野村地所有限会社取締役総務部長川口仁志氏にインタビュー＞

平成25年度に尼崎市小規模産業用太陽光発電設備に係る固定資産税の課税免除の申請を行なった野村地所有限会社取締役川口総務部長に、お話を伺いました。



野村地所有限会社
取締役総務部長
川口 仁志氏

Q 太陽光発電設備を導入したきっかけは？

A 元々、全量買取制度には興味があり、もしかしたら弊社所有のマンション（フェリーチェ尼崎）の屋上に上手く有効利用できるのではないかと思ったのがそもそものきっかけで、平成25年4月から出力40KWの太陽光発電設備を設置しています。

Q 太陽光発電設備を導入して良かったことは何ですか？

A 太陽光発電設備による売電収入による自社の利益だけでなく地域の地球温暖化対策にも貢献でき、良かったと思っています。

Q 売電収入及び償却期間について？

A 年間200万円程度の収入を見込んでいます。また償却期間については、予定では8年間となっており、償却期間の短さが導入する決め手の一つとなりました。



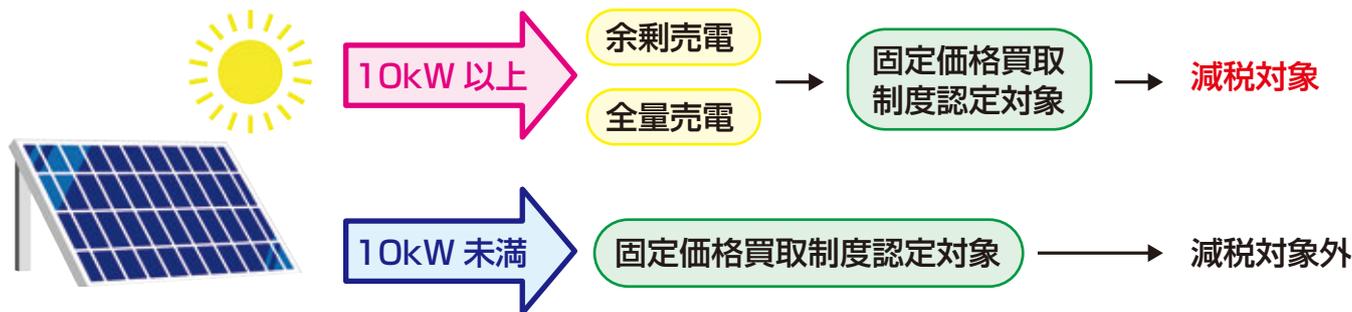
(フェリーチェ尼崎)

国等の各種支援制度①

1 グリーン投資減税

青色申告書を提出する個人及び法人が、太陽光発電設備を取得し、かつ1年以内に事業の用に供した場合に、取得価額の**30%特別償却**、**100%即時償却**又は**7%税額控除**（中小企業者等のみ）のいずれかを選択し税制優遇が受けられる制度です。

<太陽光発電設備の場合の税制優遇適用対象者>



(1) 普通償却に加えて、基準取得価額（計算基礎となる価額）の30%特別償却及び100%即時償却

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に取得等し、その日から1年以内に事業の用に供した場合、事業の用に供した日を含む事業年度において30%の特別償却ができます。なお、太陽光発電設備については、**平成27年3月31日までは**、100%即時償却ができます。

(2) 中小企業者等に限り、基準取得価額の7%相当額の税額控除

中小企業者等は、特別償却及び即時償却に加え、7%の税額控除との選択が可能です。ただし、供用年度の所得に対する法人税の額（個人の場合は供用年の事業所得に係る所得税の額）の20%相当額が税額控除の限度となります。

<導入事例：100%即時償却の場合>

【前提条件】

太陽光発電設備導入費用：2,000万円 課税所得：3,000万円 法人税率：25.5% **平成27年3月31日までに取得!!**

<設備導入しない場合>



<即時償却した場合>



<設備導入しない場合>

課税額：3,000万円×25.5%=765万円

**減税額
510万円**

<即時償却した場合>

課税額：1,000万円×25.5%=255万円

※賃貸マンションでの全量売電の場合、事業所得と認められず、グリーン投資減税が受けられない場合があります。必ず設置前に税務署（尼崎税務署TEL：06-6416-1381）にご確認下さい。

〈お問い合わせ〉 近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 ☎06-6966-6043

国等の各種支援制度②

2 再生可能エネルギー固定価格買取制度

再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）により発電された電気を、**一定期間・固定価格**で電力会社が買い取ることを国が義務付けている制度です。また発電方式や出力等により、買取価格及び期間が定められています。なお、買取価格については、毎年見直しが行われています。

<太陽光発電の平成26年度買取価格と買取期間>

出力等	10kW以上（全量買取）	10kW未満（余剰買取）	10kW未満（ダブル発電・余剰買取）
買取価格	32円+税	37円	30円
買取期間	20年	10年	

〈お問い合わせ〉 近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 ☎06-6966-6043

3 再生可能エネルギー相談支援センター

同センターでは、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に関するご相談を窓口または電話で受けています。また、太陽光発電設備の設置等をお考えの個人、自治会及びNPO等に相談員や専門家等を派遣し、現地調査や相談を無料で実施しています。

<お問い合わせ> (公財) ひょうご環境創造協会再生可能エネルギー相談センター ☎078-735-7744

4 平成26年度住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資

兵庫県では、住宅用太陽光発電設備などの設備資金を金融機関と連携して低利子で融資しています。

- (1) 自ら居住する新築・既築住宅に対象設備を設置する兵庫県民の方
- (2) 当該設備の設置工事を融資機関の貸付申請書受理日以降に着手し、平成27年3月末までに融資を必要とする方
- (3) 融資金の償還が確実にできる見込みがあり、かつ、融資機関の定めるその他の融資条件を満たす方（各融資機関の審査によります。）
- (4) 「うちエコ診断」を過去1年以内に受診していることを、兵庫県が確認した方

〈お問い合わせ〉 兵庫県農政環境部環境管理局温暖化対策課 ☎078-362-3284

5 小規模産業用太陽光発電設備設置に対する支援 1 グリーン投資減税と併用可能

- (1) 設備の初期投資に係る金融商品の提供
本市と連携する金融機関から、小規模産業用太陽光発電設備設置希望者に対し、初期投資に係る金融商品の提供を行います。
- (2) 固定資産税の課税免除
出力10kW以上50kW未満の小規模産業用太陽光発電設備取得に係る固定資産税（償却資産）の課税を3年間免除します。

〈お問い合わせ〉 (1) は経済環境局 経済部 産業振興課 ☎06-6489-6448
(2) は経済環境局 環境部 環境創造課 ☎06-6489-6301

— 〈お問い合わせ〉 —

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課

〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1

電話 06-6489-6301 FAX 06-6489-6300

E-mail ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

尼崎市は平成28年度に市制100周年を迎えます。

